

はづき司法書士事務所 相続相談シート

令和6年4月1日 相続登記が義務化されます (不動産登記法76条の2)

- ① 自己のために相続の開始があったことを知りかつ、
- ② 当該所有権を取得した事を知った日から3年以内に、所有権移転登記をしなければなら

相続登記の義務化は、施行日前に相続の開始があった場合についても適用(遡及適用)。
施行日 令和6年4月1日
自己のために相続開始があったことをしり、かつ、不動産の所有権を取得したことを知った日
1, 2のいずれか遅い日から3年以内に相続登記を行う必要があります。

法定相続人の確定

- ・ 意思能力
- ・ 未成年者
- ・ 行方不明者
- ・ 連絡が取れない等
- ・ 相続人間での争い等

相続放棄 → 民915条自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月

遺言

自筆証書遺言 → 家裁検認

公正証書遺言 → 公証役場

法務局遺言書保管 → 法務

相続財産の整理

不動産

預貯金等債権

消極財産

相続財産の処分方法

1. 法定相続分
2. 遺言
3. 遺産・分割・協議

数次相続

代襲相続

離婚・再婚・養子縁組

<本籍の推移>

出生時→

死亡時→

父 (本籍)

本人 (被相続人) (本籍)

母 (本籍)

配偶者(本籍)

兄弟姉妹 (本籍)

兄弟姉妹 (本籍)

兄弟姉妹 (本籍)

子 (本籍)

子 (本籍)

子 (本籍)

子 (本籍)

子 (本籍)

遺産・分割・協議の場合

1. 現物分割
2. 代償分割
3. 換価分割
4. 遺産分割協議書作成 →

主な必要書類等

本人 (被相続人) : 出生から死亡までの戸籍謄本等全て →

数次相続の場合、出生から死亡までの全ての戸籍謄本等

法定相続人 →
・ 現在の戸籍謄本
・ 印鑑証明書
・ 住民票等

法定相続情報証明制度

特別受益

寄与分

手続きに関して、何か問題等は？